

## 住宅用火災警報器設置促進事業 利用規約

一般社団法人岸和田市火災予防協会（以下、本協会とといいます）が実施する住宅用火災警報器設置促進事業（以下、本事業とといいます）の利用に関して適用される条件を定めます。本規約は、住宅用火災警報器設置促進事業実施要綱（以下、要綱とといいます）に基づき策定され、要綱の定めと本規約が矛盾する場合は要綱を優先します。

### 第1条（目的と適用範囲）

本規約は、岸和田市民の住宅への住宅用火災警報器の設置を促進し、火災から市民の生命と財産を守ることを目的とする本事業の利用条件を定めるものです。

本規約は、本事業の利用を希望して申込みを行う者（以下、利用者といいます）に適用されます。

### 第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- （1）機器：住宅用火災警報器をいいます。
- （2）事業者：本事業に賛同し、機器を取り扱う事業者をいいます。
- （3）事務局：本事業の事務局である岸和田市消防本部予防課をいいます。

### 第3条（本事業の概要）

本事業は、機器の設置を希望する岸和田市民に対し、機器の購入および取付に係る費用の一部を本協会が助成するものです。

### 第4条（対象者・申込枠）

本事業の対象者は、岸和田市に居住し、機器が未設置又は設置後10年以上経過した世帯で、機器の設置を希望する者とします。

年間の採択は概ね100世帯を上限とし、当該上限の範囲内で選定します。

本事業により機器の設置助成を受けた世帯は、当年より10年を経過するまで再度本事業の対象者とはなりません。

### 第5条（申込方法）

利用者は、本協会が定める方法により事務局へ申込みを行うものとします。

### 第6条（審査・選定）

審査および選定は、予算の状況等を総合的に勘案のうえ、要綱に定める基準に基づき実施します。

選定においては、次の世帯等を考慮します。

- 高齢者世帯
- 災害時に自助行動が取りにくい者（障がい者（児）、要介護者、高齢者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人）が居住する世帯

選定結果の如何にかかわらず、選定基準および審査内容の詳細は開示しません。

### 第7条（費用負担と助成内容）

利用者は機器代金の2分の1相当額を事業者に支払い、残余の機器代金および取付費用は本協会が事業者に支払います。

取付費用は、機器1個につき3,850円、2個目以降は1個につき1,100円を加算するものとします。

助成内容は予算の範囲内で実施し、予算の状況により変更または終了することがあります。

#### 第8条（機器の納入・設置）

機器の納入は、事業者が利用者に対して直接行います。

機器の設置は原則として事業者が行います。ただし、利用者が自ら設置することもできます。その場合、取扱説明書に従って適切に設置するものとします。

#### 第9条（支払・領収）

利用者は、事業者から提示される見積・請求に基づき、自己負担分を事業者へ支払うものとします。

本協会は、要綱に基づき事業者の施工報告等の確認後、助成相当額を事業者に支払います。

#### 第10条（施工報告・確認）

事業者は、施工写真に領収書の写しを添付して本協会に報告します。

利用者は、助成事務の適正な実施のため、設置状況の確認（写真撮影を含む）に協力するものとします。

#### 第11条（利用者の責務）

利用者は、設置日に在宅し、必要な立入・作業に協力するものとします。

利用者が自ら設置する場合は、取扱説明書に従い適切に設置し、作動確認を行うものとします。

利用者は、設置後の機器の維持管理（電池交換・作動点検等）を自己の責任で行うものとします。

助成を受けて取得した機器を第三者へ譲渡・転売してはなりません。

#### 第12条（禁止事項）

利用者は、次の行為を行ってはなりません。

- 申込内容に虚偽がある行為
- 助成の趣旨に反する不正な受給、同一世帯による重複申請
- 事業者の正当な業務の妨害

#### 第13条（個人情報の取扱い）

本協会は、本事業の審査・選定、施工管理、助成金支払、統計処理等の目的の範囲で、申込書等に記載された個人情報を取り扱います。

法令に基づく場合を除き、本人の同意なく目的外利用または第三者提供は行いません。

#### 第14条（免責）

本協会は、天災地変、感染症の拡大、資材不足その他本協会の合理的な支配を超える事由により本事業の実施が困難となった場合、事業の延期・中止・内容変更を行うことができます。

本協会は、機器の瑕疵や設置工事の不具合について、メーカー保証および事業者の責任範囲を超える損害については責任を負いません。

機器の効果は火災の未然防止や被害縮小を保証するものではなく、機器の不適切な使用・維持管理に起因する不作為等について本協会は責任を負いません。

機器設置後に利用者の事由により、移設した場合の天井や柱、壁等の補修は対応しかねます。

#### 第15条（規約の変更・事業の中止）

本協会は、要綱の改正、法令の改廃、社会情勢の変化、予算の状況等に応じ、本規約を変更できるものとします。

規約変更または事業の中止・内容変更を行う場合、本協会は合理的な方法により公表します。

第 16 条（問い合わせ先）

本事業の事務局は岸和田市消防本部予防課とします。申込み方法、審査、施工等に関するお問い合わせは事務局まで行ってください（072-426-8604）。

第 17 条（準拠法・合意管轄）

本規約は日本法に準拠し、本規約または本事業に関して紛争が生じた場合は、本協会所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。